



内閣府

令和8年6月17日
内閣府公益法人行政担当室

公益社団法人日本青伸会の公益認定取消しについて

行政庁（内閣総理大臣）は、本日付けで、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第29条第1項第3号及び同条第2項第1号の規定に基づき、公益社団法人日本青伸会の公益認定を取り消しましたので、公表します。

※ 法人は本取消しにより、公益社団法人から一般社団法人となりました。

※ 本取消しは、行政庁から公益認定等委員会への諮問（認定法第43条第1項）に対する同委員会の答申に基づき行ったものです。

【公益認定取消しの理由（要旨）】

(1) 正当な理由なく命令に従わないこと（認定法第29条第1項第3号）

- ・①書類の備置き：家賃滞納により主たる事務所は退去済（不存在）であり、書類の備置きや閲覧請求の対応ができない状態。
- ・②財産目録等の提出：形式的には提出されたが、監事の監査や社員総会の決議など、適正な手続を経て作成されたものと認められない。
- ・③原因分析・再発防止策：未提出。

これらについて法人は、聴聞の際に法人の内部事情を説明するのみであり、命令に従わないことについての「正当な理由」があるとは認められない。

(2) 公益法人として求められる「経理的基礎」・「技術的能力」の欠如（認定法第29条第2項第1号）

- ・経理的基礎：主たる事務所の維持に必要な費用も支弁できない状態。
- ・技術的能力：社員総会を適法に開催できない、主たる事務所の存在が確認できないなど、コンプライアンスの確保、法令等を遵守した法人運営が行われているとは認められない。

【これまでの経緯】

令和7年12月24日 行政庁から法人に勧告
（財産目録等の未提出などの法令違反の状態の是正、原因分析・再発防止策の策定）

令和8年2月17日 行政庁から法人に命令
（勧告に対する未措置事項（上記①～③）の履行）

【本件問合せ先】

内閣府公益法人行政担当室

森田、倉田

TEL：5403-9538（直通）